

## [事案 2020-29] 損害賠償請求

・令和2年12月17日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の不適切な募集行為および説明不十分等があったことを理由に、既払込保険料相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成13年11月にがん入院特約および団体扱特約を付加して契約した終身保険について、(1)の理由により、がん入院特約の既払込保険料相当額を損害賠償してほしい(請求①)。また、その後、平成31年3月に契約転換を申し込んだところ、持病があり不成立となったが、(2)および(3)の理由により、転換申込後に支払った団体扱特約の適用のない保険料と、団体扱特約による保険料との差額相当額を支払ってほしい(請求②)。

(1)平成23年11月に特約を更新した際、募集人から、6か月後に責任をもって解約するので、がん入院特約を6か月間だけ契約してほしいと頼まれて契約したが、その後、平成29年になって特約が外されていないことに気が付いた。

(2)転換不成立となれば、従前同様に月額保険料は給与天引きされると考えていたが、勝手に団体扱特約が外されていた。

(3)令和元年5月に、募集人から3か月分の保険料が未払いになっていると聞き、お金の管理は娘がしているので娘と相談すると返答したが、その際、未払分の保険料を支払わなかった場合、自動振替貸付が適用されて団体扱特約が外れるとの説明は受けなかった。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)特約更新時に、申立人が主張するような募集行為が行われた事実はなく、特約解約の申出も受けていない。また、6年間気が付かなかったとの主張は不自然である。

(2)平成31年4月に、転換申込みを申立人が取り下げた際、募集人は電話で、転換申込みを受けて保険料の給与天引きが一旦停止されているので、未払分の保険料を支払う必要があることを説明し、支払いをした場合は団体扱特約が継続される旨を説明した。

(3)令和元年5月に、募集人が申立人に電話で3か月分の保険料が未払いであると連絡した際、通帳を管理している娘と相談すると回答され、後日申立人から、娘が保険料を支払えないと言っているので団体扱いには戻れなくても良いとの連絡を受けた。

(4)令和元年6月に自動振替貸付が適用されたが、約款では、月払保険契約に自動振替貸付が行われた場合、団体扱特約が消滅すると規定されている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、特約更新時および転換時以降の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、特約更新時の募集人による不適切な募集行為は認められず、また、転換申込み時以降の募集人による説明不十分も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。